

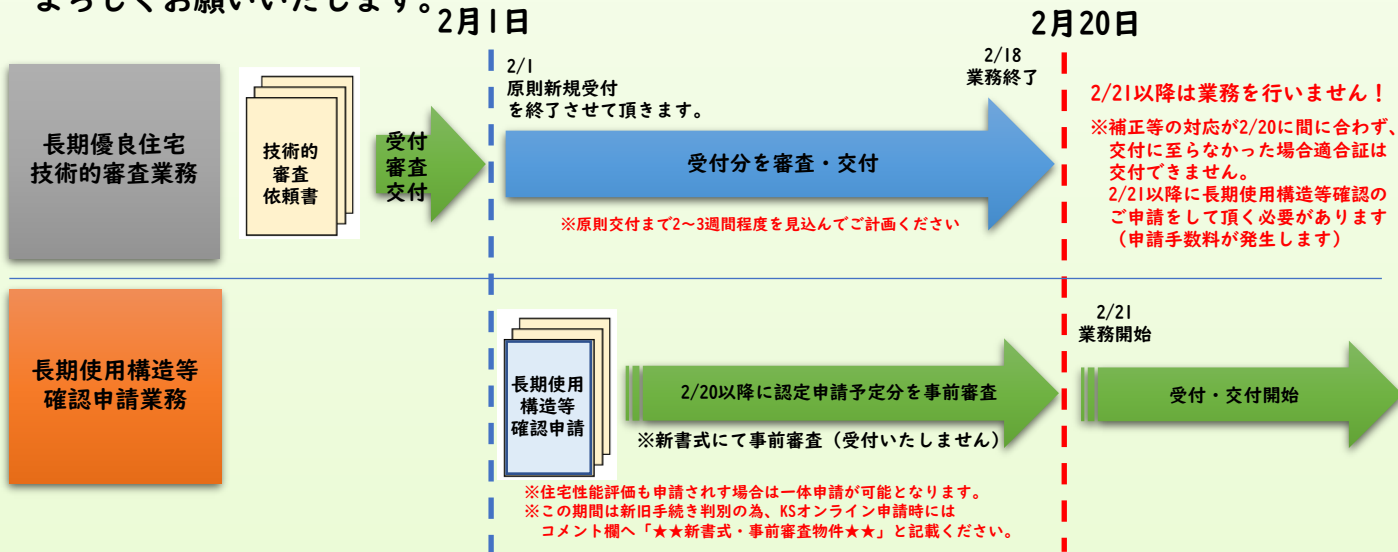
# 長期優良住宅の技術的審査業務の終了 及び

## 長期使用構造等確認業務の開始のお知らせ

令和4年2月20日施行の長期優良住宅関連の法改正に伴い、令和4年2月18日（金）をもって長期優良住宅の技術的審査業務を終了させていただきます。ご申請予定の方は以下の内容をご確認頂き、スケジュール調整等をお願い致します。

- ・ 所管行政庁への認定申請予定日が2/18までの場合  
→ 原則2/1までに技術的審査依頼書をご申請ください。
- ・ 所管行政庁への認定申請予定日が2/21以降の場合、  
→ 時期に係わらず新様式（長期使用構造等確認申請書）で申請ください、  
※ご提出が2/18までの場合には、事前審査を進めさせていただき2/21以降に受付・交付をさせていただきます。  
※設計住宅性能評価と長期優良を併願申請の場合は設計住宅性能評価の新書式にて一体でご申請ください。

尚、2月20日以降は、新たに長期使用構造等確認として業務を行わせて頂きます、  
よろしくお願いたします。



尚、旧長期優良住宅技術的審査依頼において、補正等の対応が2/20に間に合わず、交付に至らなかった場合適合証は交付できません。2/21以降に長期使用構造等確認のご申請をして頂く必要があります（申請手数料が発生します）のでご了承ください。

長期使用構造等確認業務の書式・手数料につきましては、決定次第ホームページに掲載させていただきますのでご確認の上ご申請頂きますようお願い申し上げます。